

北部市場事故品処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年3月28日条例第1号。以下「条例」という。）第59条第1項ただし書及び川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年3月31日規則第36号。以下「規則」という。）第72条の規定に基づき、川崎市中央卸売市場北部市場における卸売業者が卸売をした物品の卸売代金の変更を行う場合の当該物品（以下「販売後の事故品」という。）に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(確認手続)

第2条 仲卸業者及び売買参加者は、販売後の事故品の疑いのある物品を発見したときは、現品を添えて、直ちに卸売業者に申し出るものとし、事故品の申出を受けた卸売業者は、直ちにその旨を市長の指定する検査員に申し出るものとする。ただし、市長が特に認めた物品については、次の各号に掲げる部類に応じて申し出ることができる。

(1) 青果部

買受時において現品を検品できない等特別の事由がある物品については、当該物品の取引があった翌日のせり開始時刻までに現品を添えて申し出ることができる。

(2) 水産物部

当該物品の販売前の検収では、異状を認めない相当の理由がある場合に限って、当日の午前10時までに市長が指定する検査員の確認を受けなければならない。ただし、見本取引をしたもので包装をとかなかつたため、上記時間

内に検査員の確認を受けることができなかつた物品については、正午までとする。

(3) 花き部

ア 切花 販売当日の午後3時

イ 鉢物 販売当日の午後3時

2 検査員は、前項の規定により卸売業者から申し出を受けたときは、市長が指定する場所において、速やかに条例第59条第1項ただし書の確認を当該卸売業者と仲卸業者又は売買参加者立会いの上、確認を行うものとする。

3 検査員は、第1項の物品について、販売後の事故品と確認したときは、確認票(別紙様式)を卸売業者に交付する。

4 市長は、第2項の確認の公正を確保するため必要と認めるときは、市場関係事業者等の意見を聴くことができる。

(適用除外)

第3条 市長は、卸売をした物品が規則第72条第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、卸売業者が当該物品の異状の内容を販売前に仲卸業者及び売買参加者に明示していた場合は、減額の対象としないものとする。

2 まぐろ・かじき類の販売後の事故品の取扱いについては、北部市場まぐろ・かじき類事故品処理要領によるものとする。

(確認後の処理)

第4条 卸売業者は、証明書の発行が必要な場合は、交付を受けた確認票に基づき、速やかに規則第72条第2項に規定する販売後の受託物品確認証明申請書兼証明書(規則第39号様式)3部を市長に提出する。

2 市長は、前号の確認証明申請書を受け付けた場合は、販売後の受託物品確認証

明書（規則第39号様式）2部を卸売業者に交付する。

3 卸売業者は、販売後の受託物品確認証明書1部を売買仕切書に添付して出荷者に通知しなければならない。

4 確認後の措置

(1) 確認の結果、廃棄処分と決定した事故品は売買が成立しなかったものとする。

(2) 卸売業者は、査定額が決定した事故品については、当該査定額を販売価格としなければならない。

(3) 卸売業者は、前各号により卸売代金を変更した場合については、販売原票下付帳を訂正の上、市長に提出し、検印を受けなければならない。

(雑則)

第5条 有害物品に該当する物品は、この要領の規定によらず、条例第50条の規定によって処理する。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(関連要領の廃止)

2 北部市場青果部事故品処理要領、北部市場水産物部事故品処理要領、北部市場花き部事故品処理要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式

確 認 票

卸売業者名.....

出荷者名.....

申出人の氏名又は名称			
品	名		
荷	姿		
等	級		
数	量		
事 故 内 容			
損 敗 程 度 の 率		%	
卸売代金の 変更	変更前	単 価	円
		金 額	円
	変更後	単 価	円
		金 額	円
担 当 せ り 人 氏 名			

川崎市中央卸売市場業務条例第59条第1項ただし書の確認の結果、
上記のとおり確認しました。

.....年.....月.....日.....時.....分

川崎市中央卸売市場北部市場検査員.....(※)

※署名をしてください。